

第五小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
①	学校北側の歩道橋と信号がある交差点	令和5年度	・金田スイミングプールの側の歩道側信号が青が短くわり切れない。また、金田スイミングスクールの駐車場と面しており、下校時とスイミングの車での送り迎えの時間と重なり、注意が必要である。(ちなみに、通学路は歩道橋だが、暑い事ではみんな信号を渡るため。プール、テニス、サッカー、体操、ららぽーと内での暑い事など、五小児童がここを通過して通う場所は数多くある。)	○金田スイミングプールの側の横断歩道の幅が基準より長いため、歩行者が車と衝突する危険がある。そのため、横断歩道の幅を短くしてもらえよう。要望する。 ⇒立川警察より現地を確認し、横断歩道の幅を短くしました。 ○金田スイミングプールの側の歩道側信号について、切り替わりの間隔を長くしてもらえよう。要望する。 ⇒立川警察より現地を確認し、検討した結果、信号機の切り替わりの間隔については間隔を長くすると渋滞が懸念されることから今回は対策をせず、経過観察することとしました。	実施中
		令和8年度	・歩道側信号について切り替わりの間隔を長くすることにより渋滞が懸念されるため前回は経過観察となっていたが、その後どのような判断になったのか。この信号は暑い事に通う五小児童だけでなく、近隣住民も多数利用する場所なので改善を希望します。	・交差点(十字路)の北側、東側、西側には横断歩道が設置されており、歩行者用信号機の設置もある。 ・交差点南側には東西へ横断できるように歩道橋が設置されている。 ・要望が出ている交差点北側の歩行者用信号機の青の時間(歩行者が東西へ横断する時間)は8〜9秒ほどで一般的な間隔となっている。 ・登下校時に児童が通るルート(通学路)として、交差点を東西へ横断する際には、横断歩道ではなく、歩道橋を利用している。 ・交差点の南北の通りは大通りであるため、車の交通量が多い。 ・R8年12月頃から水泳の授業を交差点から北側方向にあるスイミングスクールに民間委託するため、授業の際には多くて80人ほどの児童が一度に学校を出て、歩道橋を利用し、交差点西側へと移動し、交差点西側にある横断歩道を渡って(南から北へと横断)、スイミングスクールへと移動することとなる。 ・仮に交差点北側の歩行者用信号機の青の時間(歩行者が東西へ横断する時間)を延長すると、その分、南北の大通りの車は止まる時間(信号が赤の時間)が長くなるため、車の渋滞を招く可能性が出てくる。また、同様に歩行者が南北へ横断歩道を渡る時間も短くなるため、今後、水泳の授業の際に多くの児童が交差点西側の横断歩道(南北への横断)を利用することを考えると、現状の信号サイクルのまま経過を見たほうが良いと思われる。 ・歩車分離式信号機への変更についても同様に車の渋滞等の可能性があるため難しい。 ・信号機の延長ボタンについては、高齢者や身体の不自由な方が安全に渡れるようにするために導入するものであることから当該箇所への導入は難しい状況。 ○立川警察にて交差点西側にある横断歩道の路面標示が薄くなっていることから再塗装することを検討する。 ○道路課で交差点の北西角にガードレールの設置をすることを検討する。	
②	高松町二丁目交差点から熊野神社前交差点までの道路	令和8年度	・安全安心マップ上、通学路の指定はありませんが、この一本の通り(道路)を登下校時に利用する(横断を含む)児童がかなり多いです。そのため、当該通り(道路)にスクールゾーンの設置を要望します。	・スクールゾーンについては、朝の7時半から8時半までの間は車の通行ができなくなること(法規制をかけること)になるため、設置にあたっては、必ず、規制をかけることとなる道路の周辺住民の合意(必ずしも全員でなくてよい)が必要となる。周辺住民合意のもとで、地域住民から立川警察に申請をすることでスクールゾーンの設置ができるようになっている。 ○当該通りにスクールゾーンを設置するために必要となる周辺住民に対する説明等の調整方法や仮に設置できた後のウマ出しの担い手について改めて確認したうえで、必要に応じて小学校、PTA等の地域住民合意のもとでスクールゾーンの設置を検討していく。	実施中
③	パークホームズ立川から学校へ向かう途中にある十字路(一方通行道路)	令和5年度	・パークホームズから学校へ向かう一方通行の場所で通学路側に止まれがあるが、車側にはないので、スピードを落とさず直進しており、危険。	○児童に対して、横断歩道を渡る際に、車が止まるように、横断歩道の近くに立つように指導する。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。 ○通学路側の標識(左右確認)の取り替えを要望する。 ⇒道路課で取り替えを行いました。 ○歩行者用ストップマークの再塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装を行いました。 ○交差点内のカラー塗装を要望する。 ⇒道路課でカラー塗装を行いました。	実施中
		令和8年度	・道路走行時、交差点手前に道路反射鏡が設置されているため、歩行者の確認がしづらい。道路反射鏡設置位置変更の検討を要望します。(車運転手意見)	・カーブミラーは本来、「車」が「車」を確認するために取り付けられているものである。遠くに位置する車はミラーで確認ができるが、近くに位置する車はミラーに映らない可能性があるため、ミラーだけを確認するのではなく、必ず、肉眼でも確認が必要となる。 ○道路課で交差点付近に設置されているカーブミラーの向きを必要に応じて調整する。 ○立川警察にて交差点付近に設置されている横断歩道を示す路面標示の再塗装を行うことを検討する。	

第五小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
④	スクールIE 前の横断歩道	令和8年度	・信号の切り替わりが早くわたり切れない。また、スピードを出した自転車の通行も多く、自転車が飛び出してくるなど危険な状況がある。	・立川通り(当該箇所における大通り)は都道に該当する。 ・大通りには自転車ナビマークの路面標示が設置されている。 ・当該箇所(高松町二丁目交差点)では随時、立川警察によるパトロールが行われている。 ・高松町二丁目交差点の信号機については、これまでに何度も信号のサイクルの調整を行っており、これ以上の変更は難しい状況。 ・高松町二丁目交差点から北東方向には「昭和第一学園高等学校」があるため、自転車で通学している高校生も当該箇所を通行していると思われる。 ○R8年4月から自転車の青切符制度が始まったこともあり、交通企画課から「立川市交通安全運動推進協力会(昭和第一学園高等学校含む)」を通じて、高等学校に対しても自転車利用時の交通ルール等の指導を今後、要請していく。また、社会人向けの交通安全教室も実施することで啓発を行っていく。	実施中
⑤	小学校敷地北側角の十字路(スクールゾーン内)	令和8年度	・交差点手前に止まれの路面標示があるが、朝だけでなく放課後も自転車が一時停止を無視して通行するケースや、児童の間をすり抜けるように走行する危険な状況が見られる。	・十字路の南北の通りが優先道路となっている。 ・自転車も軽車両に位置付けられるため、本来は、十字路の東西にある「止まれ」の標識や路面標示に従わなければならない。 ・十字路南側には横断歩道が設置されている。 ・スクールゾーン内であっても自転車は通行できるため、朝の通行を抑制することはできない。 ・十字路西側の通りは一方通行となっている。 ・自転車ストップマークについては、現在、道路交通法にそぐわない箇所にも表示されてしまっていることがあるため、順次、表示の消去を行っている。当該十字路においても、本来、自転車が止まる必要のない路面に表示されており、塗装は薄くなっているが、上記の理由により、再塗装することは難しい。 ○道路課で十字路付近において、路側帯が薄くなっている箇所の再塗装を検討する。 ○立川警察で十字路南側には横断歩道があるため、横断歩道が近くにあることを示すダイヤモンドの路面標示を横断歩道の北側と南側に設置ができるかの検討(道路の幅員が狭いことから対向車線に路面標示が飛び出してしまわないか等の確認)を行う。 ⇒立川警察にて改めて現場を確認したところ、懸念していたように道路の幅員が狭いため、ダイヤモンドを表示しようとする道路片側に収まりきらないことが判明しました。道路片側に収まりきらずにダイヤモンドを設置してしまうと一方通行道路と誤認させる恐れがあります。当該箇所は、直線道路であるため、横断歩道の視認性はよいことからダイヤモンドの路面標示の設置は行わないこととしました。	実施中
⑥	小学校敷地北側角の十字路(スクールゾーン内)から西側に(1つ隣り)に進んだ場所にある十字路	令和8年度	・交差点手前に止まれの路面標示があるが、朝だけでなく放課後も自転車が一時停止を無視して通行するケースや、児童の間をすり抜けるように走行する危険な状況が見られる。	・十字路の南北に「止まれ」の標識や路面標示が設置されている。 ・十字路の東西の通りが優先道路となっている。 ・十字路の東西の通りは西側方向への一方通行となっている。 ・自転車も軽車両に位置付けられるため、本来は、十字路の南北にある「止まれ」の標識や路面標示に従わなければならない。 ・自転車ストップマークについては、現在、道路交通法にそぐわない箇所にも表示されてしまっていることがあるため、順次表示の消去を行っている。当該十字路においても、本来、自転車が止まる必要のない路面に表示されており、塗装は薄くなっているが、上記の理由により、再塗装することは難しい。 ○道路課で十字路の中央の路面に標示されている十字マークと十字路付近の薄くなっている路側帯の再塗装を検討する。 ○立川警察で十字路南北にある「止まれ」の路面標示の再塗装を検討する。	実施中

第五小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
	小学校南側(立川女子校に向かう道路)のS字になっている道路	令和5年度	・学校から立川女子高に向かうS字の場所が、自転車が多く危ない。	○標識(注意 事故多し)を撤去し、近くの効果的な場所への付け替えを要望する。標識の文章についても、「スピード落とせ」に変更を要望する。 ⇒道路課で「スピード落とせ」看板を効果的な場所へ設置しました。 ○自転車用ストップマークの再塗装を要望する。学童のある南側の箇所に自転車用ストップマークの塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装を行いました。	対策完了
	クリエイト・いなげや裏の通学路	令和5年度	・クリエイト横いなげや裏は車の抜け道になっており、交通量が多く、危険。	○児童に対して、登校時には右側を歩き、横断歩道を渡って、歩道橋へ行くように指導する。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。 ○児童に対して、横断歩道を渡る際には、車が止まるように、横断歩道の近くに立つように指導する。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。	対策完了
	熊野神社前交差点から西側の通学路	令和5年度	・車がスピードを出しており、危険。	○当該箇所に車がスピードを落とすようにするための注意喚起の標識を1～2台設置するように要望する。 ⇒道路課で注意喚起看板を1台設置しました。	対策完了
	立川五小北交差点のスクールゾーン入口	令和5年度	・当該箇所は車の通りが多い場所であるが、スクールゾーンの入口であることを示す路面標示が薄れており、スクールゾーンとなる時間帯であっても、車が侵入してくる恐れがある。	○スクールゾーンを示す路面標示の再塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装を行いました。	対策完了
	学校周辺スクールゾーン	令和2年度	・スクールゾーンの存在が知られておらず、ウマ出しも行われていない。	○五小周辺のスクールゾーンの場所を教えてもらう。 ⇒立川警察署より情報提供を受け、学務課でR4版地域安全マップに追記しました。 ⇒五小北交差点のスクールゾーンは再塗装を予定しております。	対策完了
	芋窪街道～パークホームズ立川～小学校正門	令和2年度	・横断歩道、路側帯、学校前歩道が逆方向にあり、路側帯の通行に固執すると道路を2回横断する必要があり、自転車との接触のリスクが増える。	○児童に対し、注意喚起を行う。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。	対策完了